

令和7年度第2回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 令和8年2月13日（金） 14:00～14:37

2 場 所 新居浜市消防防災合同庁舎 5階 会議室1

3 出席者（委員）※敬称略

【被保険者代表】 藤川 妙子 鴻池 多喜子 石井 千恵子 柴田 智恵子

【保険医又は保険薬剤師代表】 今中 徹 江盛 康之 庄野 由桂 杉森 英一郎

【公益代表】 越智 克範 藤原 雅彦 頼木 熙子

【被用者保険等保険者代表】 土岐 正和

【事務局】 久枝福祉部長 藤原国保課長 藤岡副課長 横山副課長
藤田副課長 藤田係長 高月係長 多田羅係長

4 欠席者（委員）2名 ※敬称略

【公益代表】 野田 明里

【被用者保険等保険者代表】 伴 美紀

5 傍聴人 0人

6 議題

(1) 令和8年度国民健康保険の保険料について（諮問）

(2) 令和8年度新居浜市国民健康保険事業計画（案）について

(3) その他

事務局

定刻がまいりましたので、ただいまから令和7年度第2回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は事務局を担当しております国保課の藤岡と申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出欠についてですが、公益代表の野田委員さん、被用者保険代表の伴委員さん、以上2名の委員さんの欠席を報告します。

なお、本日の会議につきましては、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定されております「全委員の2分の1以上かつ各代表委員1名以上の出席の条件を満たしており、会議は成立していることを報告いたします。あわせて、この会議は公開とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、ただいまから令和7年度第2回の新居浜市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、越智会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

越智会長、お願いします。

－（会長挨拶）－

事務局

ありがとうございました。

本日の会議におきましては、協議会への諮問事項がございますので、ここで福祉部長より諮問書を交付させていただきます。

－（諮問書交付）－

事務局

これより議題の協議に入りますが、ここからの進行は、規定に従いまして、会長にお願いしたいと思います。越智会長、お願いします。

会長

それでは、議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。今回は被保険者代表の【柴田委員さん】と保険医又は保険薬剤師を代表する【江盛委員さん】にお願いしたいと思います。両委員さん、後日、議事録への署名をお願いします。

それでは、議題1「令和8年度国民健康保険の保険料について」でございます。こちらは、ただいま市長から諮問された保険料率等について、協議したいと思います。改定案について、事務局から説明を求めます。

国保課長

本日は、令和8年度の保険料率等の改定について諮問させていただきます。資料1「新居浜市国民健康保険の保険料率等の改定について（諮問）」をご覧ください。令和8年度新居浜市国民健康保険料率及び賦課限度額についてです。保険料は賦課項目ごとに率または額を、賦課限度額には額を記載しております。その内容については、補足資料により説明させていただきます。

（資料1 補足）の2ページをご覧ください。令和8年度の保険料率案を策定するにあたり考慮しました「新居浜市国保の現状」について説明いたします。

まず1点目。これまでの懸案事項であった赤字が、令和6年度で解消されました。

2点目。財政調整基金の令和6年度末時点の残高は約7千万円。さらに令和7年度は約2億円の財政調整基金の積立を見込んでおり、保有額は2億7千万円程度となる見込みです。

3点目。令和8年度の事業費納付金については、減少傾向が続くと考えられるが、減少幅の推計は困難です、ということの説明していましたが、1月19日に愛媛県から令和8年度の事業費納付金の通知があり、総額で約6千万円減少となる通知があり、令和7年度に比べ減少幅が非常に小さくなりました。その要因は、診療報酬の改定により医療費の総額が上昇する見込みであること、令和8年度から子ども・子育て支援事業費納付金が追加されることといった事業費納付金のプラスに働く要因が多く、納付金の減少幅が小さくなり、一人当たりの納付金額が13.5万円に増加しました。資料3ページは納付金の推移を表したものです。

以上の状況を踏まえ、令和8年度の保険料率案を策定いたしました。

資料4ページをご覧ください。令和8年度保険料率改定のポイントです。

1点目。令和8年度の事業費納付金は約6千万円減少する見込みです。

2点目。令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、令和10年度までに段階的に導入されます。前回の運営協議会では、子ども・子育て支援金分を含めても被保険者への過度の負担とならない保険料率の設定を行うとしています。

3点目。令和6年度までは保険料率の上昇を抑制するため、一般会計繰入金と基金を充当していましたが、令和7年度から繰入金等による料率の引き下げは行っていません。令和8年度も引き続き一般会計繰入による保険料率の引き下げを行いません。

4点目。財政調整基金の枯渇も解消され、令和7年度末基金残高は約2億7千万円の見込みです。

5点目。愛媛県が目指す保険料統一に向け、県が定める標準保険料率に近づくように令和8年度から令和10年度にかけて段階的に料率の改定を行います。

以上を踏まえまして、令和8年度の保険料率について、「引き下げ改定」を行いたいと考えております。

資料5ページをご覧ください。

令和8年度の保険料率案と令和7年度の保険料率の比較表です。横軸は、左から順に現行の令和7年度保険料率、令和8年度保険料率（案）、令和8年度案と現行の保険料率の差、令和8年度標準保険料率です。縦軸は、医療分、後期分、介護分、子ども・子育て分の賦課項目を表示しています。それぞれの賦課項目には、所得割、均等割、平等割の要素があります。所得割は、加入している人の前年中の所得に応じて計算されるもので、%（パーセント）で賦課されます。均等割は、加入者一人あたりに定額でかかるもの、平等割は世帯ごとに定額でかかるもので、ともに単位は円です。上から4段目の小計は、医療分、後期分、介護分の料率等の小計を、最下段の合計は、小計に子ども・子育て分を足したものを表示しています。色のついた令和8年度保険料率（案）の列が諮問書と同じ内容となります。

ここで1点説明したいことがあります。子ども・子育て分の欄をご覧ください。「18歳以上均等割」という要素があります。子ども・子育て分の均等割は、少子

化対策の趣旨に基づき、18歳未満の均等割額を全額免除することになっていきます。免除した分は18歳以上の被保険者に上乗せして負担いただくようになります。つまり、18歳以上の被保険者の均等割額は、その上にある均等割額に18歳以上均等割を加えた950円となります。

それでは、上から4段目の小計の欄をご覧ください。

この欄は、子ども・子育て支援金分を含めていないので、令和7年と令和8年の保険料率を比較することができます。所得割でマイナス1.4%、均等割でマイナス1,590円、平等割でマイナス2,170円としています。次に最下段合計欄をご覧ください。小計に子ども・子育て分の保険料率を加えたものです。子ども・子育て分は、前回の運営協議会で県から示される標準保険料率を参考に設定するとお伝えしたとおり、標準保険料率の端数処理をしたものとしています。全体では、所得割は15.5%でマイナス1.1%、均等割は46,150円でマイナス640円、平等割は27,370円でマイナス1,600円です。子ども・子育て分を含めても被保険者への過度な負担とならない料率を設定いたしました。

資料6ページをご覧ください。

今回の料率案で賦課したときの保険料の比較です。令和7年度と同じ基準で比較すると、一人当たり保険料はマイナス4,450円、マイナス4.82%の見込みとなります。そこに子ども・子育て分を追加すると、マイナス2,280円、マイナス2.47%となります。

次に資料7ページをご覧ください。

令和8年度料率案を適用した際の具体的な被保険者への影響の例を説明いたします。各例には「介護分あり」と「介護分なし」を記載しています。「介護分あり」は年齢が40～64歳の方、「介護分なし」は39歳までの方と65～74歳までの方になり、介護分が賦課されるかされないかの違いがあります。

それでは、上段の「7割軽減該当世帯の場合」をご覧ください。

一人世帯で、所得が0円で、保険料の低所得者軽減（7割）に該当する場合です。「介護分あり」の方は、令和8年度は22,040円となりマイナス670円、「介護分なし」の方は、令和8年度は17,410円、マイナス700円となります。

次に、「軽減非該当世帯の場合」をご覧ください。

一つ目の例は、230万円の給与所得で世帯構成は両親と18歳未満の子供2人の4人世帯です。両親が「介護分あり」の場合は、令和8年度は545,570円、マイナス31,560円となり、両親が「介護分なし」の場合は、441,420円、マイナス31,720円となります。

二つ目の例は、230万円の年金所得がある夫婦2人の世帯です。年金収入があるのは65歳以上のため、「介護分なし」だけになります。令和8年度は372,020円、マイナス28,340円となります。

最後に賦課限度額の改定についてご説明いたします。

資料8ページをご覧ください。

国保料の制度上の賦課限度額は、国民健康保険法施行令において、医療分、後期支援分、介護分それぞれの限度額が定められており、ここに令和8年度から子ども・

子育て分が追加されます。各保険者は、法施行令に定める限度額を上限として、条例で賦課限度額を定めることができます。本市では、これまで法施行令に定められた限度額を条例の限度額としており、今回も、法施行令の改正に合わせ、条例を改正したいと考えております。その内容は、医療分は1万円増の67万円に、後期支援分及び介護分はそれぞれ改定なしの26万円と17万円に、新たに追加される子ども・子育て分は3万円とし、合計の最高額を113万円とするものでございます。この改定の目的としましては、所得の高い世帯には応分の負担をいただくことにより、中間所得層の負担緩和を図るため、改定を行いたいと考えております。

令和8年度保険料についての説明は以上となります。

会長

ただいまの説明について、何かご質問やご意見はありませんか。

－（質疑なし）－

会長

今回諮問されている、料率改定案は、県内の保険料統一に向け、県が定める標準保険料率を目標として、令和8年度から新たに徴収される子ども・子育て支援金分を合わせても、被保険者の方への負担増とならない範囲で段階的に引き下げ改定するという案であると思います。

協議会からの答申といたしましては、2点要望したうえで、原案のとおり了承することとしたいと思います。

一つ目が、令和8年度の保険料率改定については、効率的な事業運営に努めるとともに、保険料収納率の向上や医療費の適正化に取り組むこと。

二つ目に、今後も国民健康保険の財政を持続的に運営していくため、財政調整基金の活用や事業費納付金の動向を注視しつつ、県内の保険料率統一を見据え、保険料率が急激に引き上げられることのないよう取り組むこと。

皆様いかがでしょうか。

賛成いただける方は、挙手をお願いします。

－（全員挙手）－

会長

ありがとうございます。

では、原案のとおり了承するよう答申することといたします。

続きまして、議題2「令和8年度新居浜市国民健康保険事業計画について」、事務局から説明を求めます。

国保課長

議題2「令和8年度新居浜市国民健康保険事業計画（案）について」説明いたします。国民健康保険事業計画は、事業を安定的かつ効率的に推進することを目的とし、事業運営の方針と主な取組について定めるものでございます。本日の会議では、令和8年度の事業計画について承認をいただきたいと考えております。令和8年度の計画は、概ね前年度の計画を踏襲した内容となりますので、まず、令和7年度の事業計

画の進捗状況を説明させていただき、その後、令和8年度計画の変更点などを説明させていただきます。

資料2の「令和7年度新居浜市国民健康保険事業計画と実績」をご覧ください。

この資料は令和7年度の事業計画に赤字で現時点の実施状況を追記したのになります。令和7年度の事業計画では、県の国保運営方針を踏まえ、7つの重点事業を掲げて事業を行っておりますので、順に実施状況等を説明いたします。

まず、1ページ目「4 重点事業の内容」の「(1) 適正な保険料率の設定」についてです。令和6年度でこれまでの懸案事項であった赤字が解消され、令和7年度の保険料率については、内訳の改定のみを行い、全体の保険料率は据え置きとしています。なお、令和7年度においても一般会計からの赤字補填繰入は不要となる見込みとなっています。

次に「(2) 適正な保険料の徴収」についてです。2ページ目の赤字のところをご覧ください。保険料徴収につきましては、計画に定める「保険料等相談員による滞納者との早期接触」や「適切な滞納処分」を実施し、保険料収納率の向上に努めています。今年度の収納率は、表に記載のとおり前年度並みと見込んでいますが、目標の率までは少し届かない見込みとなっております。滞納者の財産調査、滞納処分は件数としては昨年を上回っていますが、令和6年12月のマイナ保険証関連の法改正があり、1年より期間の短い被保険者証いわゆる「短期証」が交付されなくなったことにより、滞納者との折衝機会が減少したことが、徴収率に影響を及ぼしています。

次に「(3) 被保険者資格の適用の適正化」についてです。事業の実施内容としましては、「マイナンバーを利用したオンライン資格確認により、被用者保険等と国民健康保険の資格が重複し、資格の取得や喪失の申請漏れが疑われる被保険者への申請勧奨」や「居所不明者の調査」、「所得申告のない世帯への簡易申告の勧奨」を実施し、被保険者資格の適正化に努めています。

次に3ページ「(4) 適正な保険給付」についてです。事業の実施内容としましては、「診療報酬請求の内容が適正であるかを点検するレセプト点検」、「柔道整復療養費の不正請求を防止するための患者への調査」、「交通事故など第三者行為による負傷等の給付分を加害者へ請求する第三者行為求償の強化や資格喪失後受診の防止」を実施し、保険給付の適正化に努めています。

次に「(5) 保健事業」についてです。被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を実現するため、「特定健診の受診勧奨」や「重症化予防のための保健指導と普及啓発」に取り組んでいます。4ページ下段の表「特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値と実績」をご覧ください。特定健康診査の令和7年度受診率は37.0%を見込んでいます。目標の37.5%には届きませんが、過去最高の受診率を達成できる見込みとなっています。

次に5ページ「(6) 医療費の適正化」です。事業の実施内容としましては、「ジェネリック医薬品の利用率向上のため、ジェネリック医薬品に変更した際に1薬剤あたり100円以上の差額が生じる方へ、その差額をお知らせする差額通知」や「医療費負担の仕組みを認識していただくための医療費通知」、「重複受診者等に対す

る訪問指導」を実施し、医療費の適正化に努めています。

最後に「(7) 広報啓発事業」についてです。事業計画に従い「パンフレットの配布」、「市政だよりへの掲載」、「ホームページでの広報」を行い、制度の周知に努めています。

以上が今年度の事業計画に基づく各事業の実施状況となります。

続きまして、令和8年度の事業計画についてご説明いたします。

資料3の「令和8年度新居浜市国民健康保険事業計画(案)」をご覧ください。重点事業は、令和7年度と同じ7項目としております。事業の内容も概ね令和7年度と同様ですので、変更した主な点についてのみ説明させていただきます。

まず、「(2) 適正な保険料の徴収について」では、目標徴収率を設定していません。県運営方針では、直近3か年の最高収納率を目標とする指針が示されています。現年度分徴収率は実績から令和4年度と同じ96.34%を設定し、滞納繰越分徴収率は令和7年度の見込みが過去3か年の実績を超えていることから、より高い48.75%を目標値に設定し、引き続き収納対策の強化に努めます。

次に3ページ目の「(5) 保健事業」の「ア 特定健康診査・特定保健指導」です。特定健康診査の目標受診率を38.0%に上方修正しております。「イ データヘルス計画の推進」の「特定健診の結果でⅡ度高血圧だった者の割合」は10.0%を目標としています。

最後に4ページ目の「(7) 広報啓発事業」につきましては、引き続きマイナ保険証の周知広報に力を入れるとともに、令和8年度より始まる「子ども・子育て支援金制度」についても、リーフレット、パンフレット、ホームページを活用し、制度理解について周知を図ります。

その他、説明できていない箇所につきましては、県の国保運営方針等を踏まえ、文章の内容を改めたところがございますが、今年度の事業計画から実施内容を大きく変更した箇所はございませんので、説明を省略させていただきます。

令和8年度の事業計画についての説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明について、何かご質問やご意見はありませんか。

委員

財政調整基金というのはプールしておいて、急な支出の時に使うのでしょうか。

国保課長

一般家庭でいうところの貯金という考え方がわかりやすいと思いますが、例えば、景気が悪くなり保険料の収納率が下がり保険料が不足してしまったときに、財政調整基金を充てたりするような使い方があります。

委員

昨今、高額レセプトが増えてきているが、そのような状況を踏まえて、今プールされている金額で、十分対応できるのか、その辺は大丈夫でしょうか。

国保課長

医療費に関しては、平成30年度から国保の広域化が始まり、事業費納付金を県へ納めるようになりました。一部負担金を除いた保険給付費については、各市町が

事業費納付を県へ納めておいて、そこから保険給付に必要な額が県から普通交付金として支給されます。高額な医療費が発生したときは県へ納めた事業費納付金で対応することとなりますので、高額な医療が発生したから、財政調整基金から支出するという想定はしていません。

会長

他にございませんか。

それでは、令和8年度の事業計画につきましては、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

－（異議なし）－

会長

では、原案のとおり承認といたします。

続きまして、議題3の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

国保課長

先日の、第1回目の運営協議会で質問のあった「マイナ保険証へのシールの貼り付け」について、担当の市民課に確認しましたので、その結果を、ご報告します。

結論から言いますと、避けていただきたいとのことでした。と言いますのも、マイナンバーカード自体にシールを貼り付けることによって、カードの読み取りエラーの原因となる可能性がありますので避けていただきたい、それと、ペンやマーカーなどで印や文字を記入することも避けていただきたいとのことでした。

ただ、カードケースの上からであれば大丈夫ですので、カード自体ではなくカードケースにシールを貼るなどの対応をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長

予定しておりました議題の協議は以上ですが、委員の皆さんから、この際、何かご発言はございますか。

－（発言なし）－

会長

以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上のとおり、会議のてん末を記録し、相違ないことを証明します。

令和8年2月16日

新居浜市国民健康保険運営協議会 被保険者代表委員

柴田 智恵子

新居浜市国民健康保険運営協議会 保険医又は保険薬剤師代表委員

江盛 康之